

高校生等生徒通学費支援事業Q & A

Q 1.この事業で補助を受けるための条件は何ですか？

A 1.以下の条件をすべて満たすことが必要になります。

- ①高等学校、高専（1～3年）、致道館中学校に通学する生徒等が鶴岡市内に住所を有すること。
- ②通学のために、J R 又はバス(公共交通機関)の定期券を購入していること。
- ③通学に際し、他の制度による補助金や助成を受けていないこと。

Q 2.申請の時期と窓口をおしえてください。

A 2.申請期間は定期券の有効期限が終了した日から、定期券の有効期限が属する年度末までとなります。

(例：令和7年4月9日～令和7年10月8日の6ヶ月定期券の場合→令和7年10月9日～令和8年3月31日)

申請窓口は、お住まいの地域によって異なります。表面の「申請・問合せ先」をご覧ください。

Q 3.補助金の計算方法について、詳しくおしえてください。

A 3.①自宅最寄りの駅・バス停から高等学校等までの通学用定期券代を基準とし、月額5,000円を超える額が補助金額となります。

(登校時間に間に合わないなど、最寄りの駅・バス停からの通学が難しい場合は、お問合せ下さい。)

②公共交通機関の定期券を購入し通学する場合で、自宅からバス停・駅までの距離が片道2km以上の場合は、距離に応じて、以下のとおり送迎に係る自家用車送迎費用を補助します。

- ・2km以上5km未満：月額3,000円
- ・5km以上8km未満：月額6,000円
- ・8km以上：月額9,000円

計算例：油戸在住、加茂水族館前バス停から鶴岡駅までの
通学定期を購入する場合

①算定基準額	51,980円（バス：3ヵ月定期券）
②自己負担額	5,000円×3ヵ月＝15,000円
①－②＝③	51,980円－15,000円＝36,980円
④自家用車送迎費用	3,000円×3ヵ月＝9,000円 (油戸～加茂水族館前バス停：2.7km)
補助交付額（③＋④）	45,980円



Q 4. J R やバスには乗らず、自家用車で高等学校まで送迎していますが、自家用車送迎費用補助の対象になりますか。

A 4.公共交通機関を利用しない場合は、この事業の対象にはなりません。

Q 5 3年生と1年生の兄弟を駅（バス停）まで一緒に送迎していますが、それぞれに自家用車送迎加算が対象となりますか？

A 5 兄弟・姉妹等がともに J R（バス）の定期券を購入して通学する場合は、それぞれの通学費を補助対象とします。

ただし、自家用車送迎加算はあくまでも特例的な措置であることから、その対象は限定的に取り扱います。

Q 5のような場合は、**どちらか一人分が自家用車送迎加算の対象となります。**

Q 6 自宅から最寄りの駅（バス停）以外の駅（バス停）から利用しています。自宅から2km以上ありますが、自家用車送迎加算の対象となりますか。

A 6 自宅からの駅（バス停）までの距離の算定は、通学に利用できる最寄りの駅（バス停）の間となります。

実際には利用していないが、最寄りの駅（バス停）から通学可能な便がある場合、自宅からの距離が2km未満であれば対象外です。

申請・問合せ先

(鶴岡地域) 企画部地域振興課 TEL：35-1191 (藤島地域) 藤島庁舎総務企画課 TEL：64-5813
(羽黒地域) 羽黒庁舎総務企画課 TEL：26-8771 (櫛引地域) 櫛引庁舎総務企画課 TEL：57-2111
(朝日地域) 朝日庁舎総務企画課 TEL：53-2112 (温海地域) 温海庁舎総務企画課 TEL：43-4611